

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月9日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社リンクバル
【英訳名】	LINKBAL INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉弘 和正
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町7番14号
【電話番号】	050-1741-2300
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部 部長 松岡 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町7番14号
【電話番号】	050-1741-2300
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部 部長 松岡 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期累計期間	第12期 第3四半期累計期間	第11期
会計期間	自 2021年10月1日 至 2022年6月30日	自 2022年10月1日 至 2023年6月30日	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
売上高 (千円)	545,773	651,230	765,083
経常損失 () (千円)	244,770	185,636	300,104
四半期(当期)純損失 () (千円)	244,144	189,683	312,197
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	281,000	50,000	281,000
発行済株式総数 (株)	19,500,000	19,500,000	19,500,000
純資産額 (千円)	1,461,517	1,206,905	1,393,464
総資産額 (千円)	1,756,553	1,543,545	1,689,661
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	13.07	10.14	16.71
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.2	78.2	82.5

回次	第11期 第3四半期会計期間	第12期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	3.66	3.82

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第11期第3四半期累計期間及び第12期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、2022年12月16日提出の前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に関する重要事象等については以下のとおりです。

当社は、前事業年度まで、営業損失、経常損失、当期純損失を2期連続計上し、当第3四半期累計期間においても営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

このような事象又は状況を解消すべく、業績回復を目的とした既存主要事業の売上高強化のため新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じながら、主に「machicon JAPAN」掲載イベントの強化・拡大、オンラインで出会いを提供する「CoupLink」の運営強化に注力して参ります。

また、当第3四半期会計期間末において、1,292,153千円の現金及び預金を保有しており、当事業年度の資金繰りを考慮した結果、当面の事業資金を確保していることから当社の資金繰りに重要な懸念はありません。

以上により、当社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下、ワクチン接種の進展やまん延防止等重点措置の全面解除に伴う行動制限の緩和により、経済活動が段階的に再開したことで景況感が改善する兆しがみられました。

一方で、2022年4月ごろから続く急激な円安や、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰による物価の上昇など、国内の経済活動は先行き不透明であり、不安定な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社は「machicon JAPAN」掲載イベントの強化・拡大をまいりました。また、オンラインでの出会いを提供するマッチングアプリ「CoupLink」の運営についても引き続き積極的に展開しております。

この結果、当第3四半期累計期間における業績は、売上高が651,230千円（前年同四半期比19.3%増）となりました。損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費合計が837,035千円（前年同四半期比5.3%増）となりました。その結果、営業損失は185,805千円（前年同四半期は営業損失 248,828千円）となりました。また、経常損失は185,636千円（前年同四半期は経常損失 244,770千円）、四半期純損失は189,683千円（前年同四半期は四半期純損失 244,144千円）となりました。

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。サービスごとの取組みは以下のとおりであります。

（イベントECサイト運営サービス）

2023年6月末でリンクバルID会員数は242万人となりました。登録情報が不十分なアカウントに関しては、会員数としてカウントしないようにカウント基準を変更したことに起因しております。当第3四半期累計期間におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は444,430千円（前年同四半期比13.6%増）となりました。

（WEBサイト運営サービス）

「CoupLink」につきましては、引き続き積極的なマーケティング投資を行い、当第3四半期累計期間におけるWEBサイト運営サービスの売上高は206,799千円（前年同四半期比33.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は1,543,545千円となり、前事業年度末に比べ146,116千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産の増加が57,551千円、投資その他の資産の増加が55,604千円、売掛金の増加が8,564千円あったものの、現金及び預金の減少が271,075千円あったことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は336,639千円となり、前事業年度末に比べ40,442千円増加いたしました。これは主に、賞与引当金の減少が6,459千円あったものの、未払金の増加が24,895千円、資産除去債務の増加が10,871千円、前受金の増加が7,526千円あったことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は1,206,905千円となり、前事業年度末に比べ186,559千円減少いたしました。これは主に、資本剰余金の増加が227,286千円あったものの、資本金の減少が231,000千円、四半期純損失等の計上による利益剰余金の減少が189,683千円あったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,500,000	19,500,000	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	19,500,000	19,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2023年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,100 (注2)
新株予約権の行使期間	自 2025年4月3日 至 2027年4月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,100 資本組入額 12,550
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為の伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

新株予約権証券の発行時(2023年3月15日)における内容を記載しております。

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(注2)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 新株予約権の行使時の払込金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注3) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 組織再編成行為の伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

(1) 当社は、新株予約権の割当を受けた者が（注3）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月30日	-	19,500,000	-	50,000	-	276,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 785,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,711,600	187,116	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,800	-	-
発行済株式総数	19,500,000	-	-
総株主の議決権	-	187,116	-

(注) 単元未満株式の欄の普通株式には当社所有の自己株式が98株含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リンクバル	東京都中央区 明石町7番14号	785,600	-	785,600	4.03
計	-	785,600	-	785,600	4.03

(注) 上記の他に、自己名義の単元未満株式98株を所有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりです。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 人事総務部 担当 兼 財務経理部 部長 兼 経営企画室 室長	取締役 人事総務部 担当 兼 財務経理部 担当 兼 経営企画室 室長	松岡 大輔	2023年1月1日
代表取締役 社長業務代行 人事総務部 担当 兼 財務経理部 部長 兼 経営企画室 室長	取締役 人事総務部 担当 兼 財務経理部 部長 兼 経営企画室 室長	松岡 大輔	2023年5月11日

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年 内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年 内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,563,228	1,292,153
売掛金	25,027	33,591
未収入金	36,035	38,524
その他	15,522	20,744
貸倒引当金	515	434
流動資産合計	1,639,298	1,384,579
固定資産		
有形固定資産	11,331	68,882
無形固定資産	7,749	3,196
投資その他の資産	31,282	86,886
固定資産合計	50,363	158,966
資産合計	1,689,661	1,543,545
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,185	567
1年内返済予定の長期借入金	3,047	3,047
未払金	84,440	109,336
未払法人税等	2,375	397
未払消費税等	5,916	3,373
前受金	8,557	16,084
預り金	17,786	22,403
賞与引当金	16,445	9,986
その他	14,853	18,080
流動負債合計	154,609	183,276
固定負債		
長期借入金	116,122	113,629
資産除去債務	4,524	15,395
長期預り保証金	19,700	19,450
その他	1,241	4,889
固定負債合計	141,587	153,363
負債合計	296,197	336,639
純資産の部		
株主資本		
資本金	281,000	50,000
資本剰余金	276,000	503,286
利益剰余金	1,205,959	1,016,275
自己株式	369,555	362,842
株主資本合計	1,393,403	1,206,719
新株予約権	61	185
純資産合計	1,393,464	1,206,905
負債純資産合計	1,689,661	1,543,545

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
売上高	545,773	651,230
売上原価	23,995	41,055
売上総利益	521,777	610,174
販売費及び一般管理費	770,606	795,980
営業損失()	248,828	185,805
営業外収益		
受取利息	64	125
貸倒引当金戻入額	-	81
助成金収入	2,500	-
受取補償金	1,363	-
法人税等還付加算金	13	-
その他	307	2
営業外収益合計	4,249	209
営業外費用		
支払利息	47	39
その他	144	-
営業外費用合計	191	39
経常損失()	244,770	185,636
特別損失		
固定資産除却損	218	-
特別損失合計	218	-
税引前四半期純損失()	244,989	185,636
法人税、住民税及び事業税	404	399
法人税等還付税額	929	-
法人税等調整額	319	3,647
法人税等合計	845	4,047
四半期純損失()	244,144	189,683

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染拡大の影響の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	5,898千円	7,729千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年12月16日開催の第11回定時株主総会に基づき、2023年1月23日付で減資の効力が発生しております。この結果、当第3四半期累計期間において、資本金が231,000千円減少、その他資本剰余金が231,000千円増加しております。

また、2023年1月13日開催の取締役会に基づき、譲渡制限付株式報酬として2023年2月1日を期日とする自己株式14,562株の処分を行いました。この結果、当第3四半期累計期間において、自己株式が6,713千円減少、その他資本剰余金が3,713千円減少しております。

これらの結果、当第3四半期会計期間末において資本金は50,000千円、資本剰余金は503,286千円、自己株式は362,842千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
サービス別		
イベントECサイト運営サービス	391,326	444,430
WEBサイト運営サービス	154,446	206,799
顧客との契約から生じる収益	545,773	651,230
その他の収益	-	-
合計	545,773	651,230

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	13円07銭	10円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	244,144	189,683
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	244,144	189,683
普通株式の期中平均株式数(株)	18,674,189	18,707,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月8日

株式会社リンクバル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 玉川 聡

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 水戸 信之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクバルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リンクバルの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認めら

れる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。